

重要事項説明書

チューリッヒ少額短期保険株式会社

以下、旅のキャンセル費用保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明します。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。なお、本重要事項説明書は、PDF形式で閲覧に供します。

契約概要 ……保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ……ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。このご説明は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細についてはチューリッヒ少額短期保険株式会社（以下「当社」とします）ウェブサイトのウェブ約款(<https://www.zurichssi.co.jp/important/#02>)をご参照ください（紙約款はご用意しておりません。あらかじめご了承ください。）。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称、仕組み

① 商品の名称…**契約概要**

旅のキャンセル費用保険（正式名称：旅行キャンセル費用補償保険）

② 商品の仕組み…**契約概要**

旅行関連サービスにより以下の補償条項が適用されます。

| 補償条項 | 補償概要 |
|-----------|--|
| 企画旅行等補償条項 | 保険金をお支払いする場合に該当する事由により、企画旅行等参加予定者が、旅行最初の搭乗を中止した場合または旅行を途中で取りやめた場合に、被保険者が被った損害に対し保険金をお支払いいたします。 |
| 航空券等補償条項 | 保険金をお支払いする場合に該当する事由により、航空機等搭乗予定者が、航空機等への搭乗を中止した場合に、被保険者が被った損害に対し 保険金をお支払いいたします。 |
| 宿泊補償条項 | 保険金をお支払する場合に該当する事由により、宿泊予定者が、宿泊施設での宿泊を中止した場合等に被保険者が被った損害に対し保険金をお支払いいたします。 |
| レンタカー補償条項 | 保険金をお支払する場合に該当する事由により、レンタカー利用予定者がレンタカーの利用を中止した場合等に、被保険者が被った損害に対し保険金をお支払いいたします。 |

(2) 保険金をお支払いする主な場合…**契約概要**

次の事由により旅行関連サービスをキャンセルした場合に、保険金をお支払いいたします。

- ① 旅行者（注）または旅行者の配偶者もしくは 3 親等以内の親族が死亡した場合または危篤になった場合
（注）各補償条項における企画旅行等参加予定者、航空機等搭乗予定者、宿泊予定者、レンタカー利用予定者をいいます。以下この書面において同様です。
- ② 旅行者が医師の治療を受け、医師による旅行の中止の指示があった場合
- ③ 旅行者の配偶者または 1 親等以内の親族が医師の治療を受け、旅行者による看護・介護が必要となった場合
- ④ 火災・風災・水災等により旅行者の居住する住居またはその住居内の家財に 100 万円以上の損害が生じた場合

- ⑤ 裁判員または補充裁判員に選任された場合もしくは裁判所の呼出により証人または評価人として出頭する場合
- ⑥ 旅行者が搭乗を開始する空港、駅等（もしくはレンタカー利用開始地）へ向かう際に次のいずれかに該当した場合
 - ・ 利用する交通機関（運行時刻が定められているもの）に運休、欠航または1時間を超える遅延が発生した場合
 - ・ 旅行者が自動車等を運転している間または自動車等に乗車している間に事故が生じた場合
 - ・ 旅行者が使用する自動車等が故障した場合
- ⑦ 旅行関連サービスの目的地（もしくはレンタカー利用開始地）において、運送機関・宿泊施設等に事故または火災が発生した場合
- ⑧ 日本国外の旅行関連サービスの目的地に対して日本国政府が退避勧告等を発出した場合（レンタカー補償条項は除きます。）
- ⑨ 旅行関連サービスが日本国外を含む場合において、旅行者に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合（レンタカー補償条項は除きます。）
- ⑩ 旅行者に対して災害対策基本法に基づく避難指示等が発令された場合。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波に伴う避難の指示等を除きます。
- ⑪ 旅行関連サービスの目的地（もしくはレンタカー利用開始地）で発生した天候不良もしくは自然災害に対して避難の指示等が出された場合
- ⑫ 旅行者が家庭において飼育している犬または猫が次のいずれかの事由に該当した場合
 - ・ 傷病により死亡した場合または危篤になった場合
 - ・ 傷病により獣医師の診療を受け動物病院で手術を受けた場合またはその傷病を直接の原因として入院を開始した場合
- ⑬ 旅行者が所有する以下のものが盗難に遭った場合
 - ・ パスポート（旅行関連サービスが国外の場合）
 - ・ 自動車運転免許証（レンタカー補償条項適用時かつ日本国内の盗難に限ります。）

(3) 保険金の支払額…**契約概要** **注意喚起情報**

- ① 当社が保険金として支払う額は、各補償条項における旅行関連サービス取消費用とします。ただし、保険期間中を通じて保険金額をもって限度とします。
- ② ①にかかわらず、企画旅行等補償条項における企画旅行等参加予定者が、旅行関連サービスについて旅行行程のうち旅行最初の搭乗後から旅行最後の搭乗までの間に旅行関連サービスを途中で取りやめた場合に当社が保険金として支払う額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{保険金額 (注1)}} \times \frac{\boxed{\text{旅行行程のうち、旅行関連サービスを途中で取りやめた日以後 (注2) の日数}}}{\boxed{\text{旅行行程の日数}}} = \boxed{\text{保険金}}$$

(注1) 企画旅行等参加予定者のうち1名分の場合は、次の額を1名あたりの保険金額とします。

$$\boxed{\text{1名あたりの保険金額}} = \boxed{\text{該当する企画旅行等参加予定者の旅行代金}}$$

(注2) 取りやめた日は含みません。

- ③ 航空券等補償条項において、搭乗等が往復便などで複数回ありそれぞれに関わる旅行関連サービス取消費用が区分できないときは、旅行関連サービス取消費用の合計金額を搭乗等回数で除したものを1回の搭乗等の旅行関連サービス取消費用とみなします。

(4) 保険金をお支払いできない主な場合…**契約概要** **注意喚起情報**

次の事由により旅行関連サービスをキャンセルした場合には、保険金をお支払いいたしません。

- ① 保険契約者、被保険者もしくは旅行者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 保険契約者、被保険者もしくは旅行者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者または旅行者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ・ 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - ・ 酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ・ 麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動
- ⑦ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射線汚染
- ⑩ 旅行業者、航空会社等が予め定める搭乗基準等を満たしておらず、搭乗できなかった場合
- ⑪ 当会社は、頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって前記「(2) 保険金をお支払いする主な場合」の②③いずれかに該当したことにより、被保険者が被った損害に対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず保険金を支払いません。

上記のほか、旅行関連サービスを提供する事業者の破産、解散または未払債務の不能もしくは支払遅延によって生じた損害については保険金をお支払いいたしません。

(5) 保険期間と保険責任…**契約概要**

- ① キャンセル費用が発生する期間を保険期間とし最長で1年間とします。

| | |
|----------------|---|
| 保険始期 | <p>キャンセル費用が発生する期間の初日※の午前0時とします。</p> <p>※申込の日において既にキャンセル費用が発生する日を過ぎている場合は原則申込日の翌日を保険始期とします。(お申込タイミングによって変更になる場合があります。実際の保険期間はお申込後にインターネット上のご契約者ページにてご確認ください。)</p> |
| 保険期間の末日 | <p>補償条項別に以下の日とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企画旅行等補償条項：旅行最後の搭乗日※ ・ 航空券等補償条項：搭乗日（複数ある場合は最後の搭乗日）※ ・ 宿泊補償条項：チェックアウト日※ ・ レンタカー補償条項：レンタカー返却日 <p>※国外の場合は搭乗地や宿泊地の日時</p> |

- ② 保険責任（保険の補償）は、保険期間の初日に始まり※、各補償条項の旅行関連サービスが終了する日の午後12時または保険期間の末日の午後12時のいずれか早い時に終わります。
- ※保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(6) 保険契約の失効…**契約概要** **注意喚起情報**

保険契約締結の後、次のいずれかの事由に該当した場合保険契約は失効します。失効事由が発生した場合には当社にご連絡ください。

| | |
|------------------------------|--|
| <p>企画旅行等 補償条項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行者、航空会社等の事情により旅行関連サービスの旅行契約が解除され、旅行者、航空会社等から旅行代金の払戻しを受けた場合 ・ 保険契約者または被保険者が旅行取消事由以外の事由により、旅行関連サービスの旅行契約を解除した場合または変更した場合 ・ 保険契約者または被保険者が旅行関連サービスの旅行契約を旅行者の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡した場合 ・ 企画旅行等参加予定者全員が死亡した場合（保険契約が終了した場合を除く） |
| <p>航空券等 補償条項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行者、航空会社等の事情により搭乗が中止となり、旅行者、航空会社等から旅行代金の全額の払戻しを受けた場合 ・ 保険契約者または被保険者が旅行取消事由以外の事由により、旅行関連サービスの搭乗の予約を取消した場合または変更した場合 ・ 航空機等搭乗予定者全員が死亡した場合（保険契約が終了した場合を除く） |
| <p>宿泊 補償条項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行者、宿泊施設等の事情により旅行関連サービスの宿泊契約が解除され、旅行者、宿泊施設等から宿泊代金の払戻しを受けた場合 ・ 保険契約者または被保険者が旅行取消事由以外の事由により、旅行関連サービスの宿泊契約を解除した場合または変更した場合 ・ 宿泊予定者全員が死亡した場合（保険契約が終了した場合を除く） |
| <p>レンタカー 補償条項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行者、レンタカー事業者等の事情により旅行関連サービスの予約が取消されまたは貸渡契約の締結が拒絶もしくは解除され、旅行者、レンタカー事業者等からレンタカー代金の払戻しを受けた場合 ・ レンタカーの貸渡期間中に天災その他の不可抗力またはその他の事由により、レンタカーが使用不能となった場合において、旅行関連サービスの貸渡契約が終了し、旅行者、レンタカー事業者等からレンタカー代金の払戻しを受けた場合 ・ 保険契約者または被保険者が旅行取消事由以外の事由により、旅行関連サービスの予約を取消もしくは変更した場合または貸渡契約を解約もしくは変更した場合 ・ レンタカー利用予定者全員が死亡した場合（保険契約が終了した場合を除く） |

(7) 保険契約の終了…[契約概要](#) [注意喚起情報](#)

保険金の支払額が、保険期間中に保険金額の全額に達した場合、当該保険契約は終了します。

(8) 保険契約者・被保険者について…[契約概要](#)

- ① 保険契約者・被保険者は同一の方とします。
- ② 保険契約者・被保険者は申込の日において満 18 歳以上の個人の方に限ります。

(9) 保険料の決定の仕組みと払込方法など

① 保険料の決定の仕組み…[契約概要](#)

保険料は、旅行関連サービスの種類および価格などによって決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、インターネット上の保険契約申込画面の保険料欄でご確認ください。

② 保険料の払込方法…[契約概要](#) [注意喚起情報](#)

インターネット上の保険契約申込画面に記載の払込方法とします。

(10) 満期返れい金・契約者配当金…**契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) クーリングオフ…**注意喚起情報**

この商品は申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

(2) 補償の重複…**注意喚起情報**

補償内容が同様の保険契約（この保険契約以外の旅行傷害保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約ください。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) ご契約後にご連絡いただく事項…**注意喚起情報**

ご契約後、次の事項が発生した場合には、遅滞なくお手続きまたは当社までご連絡ください。

| | |
|--|--|
| ・ 保険契約者の住所または電話番号を変更した場合 | インターネット上のご契約者ページ（マイポータル）で変更手続きください。 |
| ・ 旅行者の人数が変更になった場合 ・ 旅行者に変更があった場合 ・ 旅行関連サービスの価格や予約内容に変更があった場合（旅行代金の変更、搭乗日の変更など） など | インターネット上の当社お問合わせフォーム (https://www.zurichssi.co.jp/company/contact/cancel-enter/) からご連絡ください。 |

(2) 旅行代金に変更になった場合

旅行代金に変更になった場合、「1. 契約締結前におけるご確認事項（6）保険契約の失効」により失効となりますが、保険契約者が次の事項を承諾する場合、保険契約を存続することができます。

- ① 万一事故があり、負担したキャンセル費用等の額が保険金額を超過しても、保険金額が限度となること
- ② 万一事故があり、負担したキャンセル費用等の額が保険金額に満たなくても、保険料の返戻がないこと

(3) ご契約が無効となる場合…**注意喚起情報**

保険契約の締結が以下のいずれかに該当する場合は、保険契約は無効となります。

- ① 保険契約者が保険金を不法に取得する目的をもって締結した保険契約の場合
- ② 保険契約者が第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約の場合

(4) ご契約が重大事由により解除となる場合…**注意喚起情報**

次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約を解除することがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

③ 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合 など

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いいたしません。(②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められない場合、および法律上の損害賠償金の損害を除きます。)

(5) 解約返れい金…**契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約される場合は、速やかにインターネット上のご契約者ページ（マイポータル）から解約手続きをお申し出ください。解約返れい金は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 代理店の役割…**注意喚起情報**

当社代理店は、保険契約締結の媒介のみを行います（契約締結権および告知受領権は有しません。）。

(2) 保険料領収書

本保険においては保険料の領収書は原則として発行しておりません。保険料のお支払がわかる書面が必要な場合はご契約者ページ（マイポータル）からダウンロードできる契約内容が領収書を兼ねておりますのでご利用ください。

(3) 保険証券…**注意喚起情報**

本保険において当社のご契約締結後に保険証券は発行せず、インターネット上のご契約者ページ（マイポータル）にご契約内容を表示します。ご契約者ページ（マイポータル）にて、契約内容を閲覧・ダウンロードいただけます。

(4) 少額短期保険業者破綻時の取扱い…**注意喚起情報**

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転などの補償対象契約ではなく、当社に対しては同機構が行う資金援助などの措置の適用はありません。

(5) 少額短期保険業者が引受可能な保険契約について…**注意喚起情報**

当社は、保険業法に規定する少額短期保険業者として次の①から③までの全てに該当する保険の引受けを行っています。

① 保険期間は2年以内

② 1 被保険者についての保険金額の合計額が法令に定める金額以下

この保険においては、旅行関連サービス取消費用の額：1,000万円以下

③ 1 保険契約者についての保険区分に応じた保険金額の合計額が法令で定める上限総保険金額以下

(6) その他法令などでご留意いただきたい事項について…**契約概要** **注意喚起情報**

① 保険期間中に保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、当社の定めるところにより保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

② 保険金の支払事由に該当する場合でも、巨大災害の発生などにより、当社の収支に著しく影響を及ぼすと特に認めるときは、当社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。

(7) お客さま情報の取扱いについて…**注意喚起情報**

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ適法で公正な手段により個人情報取得します。なお、インターネットやお電話を通じてご申告いただいた内容については、記録・保存を行っています。また、お電話で聴取した通話については録音すること

があります。

① 個人情報の利用目的

当社では、より良い商品やサービスをご提供するために、次の目的で利用いたします。

- ・ 当社の保険の募集、お見積り、お引受け、ご継続および保険金・給付金のお支払い
- ・ 当社の保険契約の保全管理およびこれに関連・付随する業務
- ・ 当社およびグループ会社の商品やサービスのご紹介、ご提供
- ・ アンケートの実施や市場調査および保険商品・サービスの開発・研究
- ・ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ・ 他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合などにおいて、委託された当該業務の適切な遂行
- ・ キャンペーンなどに付随する景品発送
- ・ その他保険に関連・付随する業務（※1・※2）

（※1）お客さまのウェブサイトの閲覧履歴や加入履歴の情報等を分析して、お客さまへ最適な情報提供、広告配信等を行うことを含みます。

（※2）当社以外の第三者から取得したお客さまの閲覧履歴等の情報を当社が既に有しているお客さまの個人情報と紐づけて利用する場合があります。この場合にはお客さまからあらかじめ同意を取得するとともに、上記に掲げる利用目的の範囲内において利用いたします。

② 個人情報の第三者への提供

当社では、次の場合を除き、ご本人の同意なくお客さまの情報を第三者に提供することはありません。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・ 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- ・ 当社グループ会社との間で共同利用する場合
- ・ 少額短期保険会社間等で共同利用する場合

【センシティブ情報について】

保健医療などの機微（センシティブ）情報の取得、利用、および第三者提供は、保険業法施行規則に従い、適切な業務運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

【契約などの情報交換について】

本保険契約に関する個人情報について、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険会社などの間で、登録または交換を実施することがあります。

【再保険について】

当社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、チューリッヒ少額短期保険株式会社のウェブサイト (<https://www.zurichssi.co.jp/privacy/>) をご覧ください。

（8）事故が発生した場合のお手続きおよび保険金のお支払時期などについて

① 事故が発生した場合について

この保険で補償される事故が発生した場合は、インターネット上の保険金請求ページ

(<https://www.zurichssi.co.jp/cancel/emergency/ticket/>)より遅滞なく当社にご通知ください。保険金請求のご案内を

いたします。なお、ご通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、保険金の一部がお支払いできないことがありますのでご注意ください。

② 保険金請求ができる方

- ・ 保険金請求は被保険者（この保険では契約者と同じ方）のみが行えます。
被保険者以外の旅行者からの保険金請求手続は承れませんのでご注意ください。
- ・ 被保険者が未成年の場合は親権者からの保険金請求手続きが必要となります。

③ 保険金の請求に必要な書類などについて

保険金のご請求にあたっては事故の種類や内容に応じ、次の書類などのうち当社が求めるものをご提出ください。

ア. 保険金請求書

- イ. 旅行関連サービス取消費用の支出を証明する領収書または精算書
- ウ. 旅行代金の支払を証明する領収書または精算書および旅行行程を確認できる書類
- エ. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
- オ. 旅行者またはその親族である場合は旅行者であることを証明する書類
- カ. 医療機関が発行する医師の診断書（医師の指示があった日が確認できる書類）
- キ. 医師または介護施設等の発行する証明書
- ク. 旅行者との続柄を証明する戸籍謄本等の書類
- ケ. 死亡を確認できる書類（死亡診断書等の死亡日の確認できる書類、死体検案書、会葬案内その他公的機関の証明書などのいずれか）、危篤については、医師が危篤と判断した日の記載のある医師の診断書
- コ. 罹災証明書（やむを得ない場合には第三者の現認証明書）
- サ. 建物または家財の損害の程度を証明する書類（建物の場合は修理費用見積り）
- シ. 裁判所へ出頭したことを証明する書類（出頭証明書その他裁判所発行の証明書）
- ス. 交通機関発行の遅延証明書
- セ. 航空会社発行の遅延・欠航証明書
- ソ. 交通事故証明書
- タ. 自動車車整備業者等の見積書またはこれに代わるべき書類（タイヤのパンクなどの場合で、自力で修理した場合は第三者の現認証明書）
- チ. 交通機関、宿泊施設が罹災した事実に関する交通機関、宿泊施設が発行する証明書（やむを得ない場合は第三者の現認証明書）
- ツ. 日本国外の旅行関連サービスの目的地に対して日本国政府が退避勧告等を発出したことを証明する書類
- テ. 官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられたことを証明する書類
- ト. 災害対策基本法第 60 条または第 61 条に基づく避難の指示等が公的機関から出されたことを証明する書類
- ナ. ペットの飼育を証明する書類。やむを得ない場合には第三者の現認証明書
- ニ. ペットの死亡日、入院開始日または手術を受けた日、傷病名を証明する獣医師の診断書または動物病院の証明書。危篤については、獣医師が危篤と判断した日の記載のある獣医師の診断書
- ヌ. 所轄警察署の証明書（盗難届出）またはこれに代わるべき書類（パスポートの再発行証明書など）
- ネ. その他当社が普通約款第 5 章基本条項第 18 条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が保険契約情報画面等において定めたもの

※上記は例示であり、事故の種類・内容に応じて、上記以外の書類などの提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、当社より改めて提出が必要な書類などのご案内をいたします。

④ 保険金のお支払時期について

当社が保険金のお支払いに必要な書類の取付を完了した日からその日を含めて原則として 30 日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

- ・ 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
- ・ 専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 など

◀指定紛争解決機関▶ 注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会

「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀三丁目 12 番 8 号 HF 八丁堀ビルディング 2 階

TEL.0120-82-1144 FAX.03-3297-0755

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00 受付日：月曜～金曜（祝日および年末年始休業期間を除く）

◀ご契約内容に関するよくある質問・お問合わせ▶

<https://www.zurichssi.co.jp/company/contact/cancel-enter/>

※チューリッヒ少額短期保険株式会社へのお問合わせは上記リンク内にあるお問合わせフォームよりご連絡ください。

◀事故発生時のご連絡先▶

保険金請求ページ（24 時間・365 日受付）

<https://www.zurichssi.co.jp/cancel/emergency/ticket/>

申込み内容チェックシート（意向確認書）

この意向確認書はお申込みいただく商品がお客さまのご意向（ニーズ）に合致した商品であることを確認いただくためのものです。下記内容を十分にご確認いただき、ご意向（ニーズ）に合致してありましたら、お申込みくださいますよう、お願い申し上げます。なお、お申込みいただいた場合は、本書がお客さまのご意向の記録となります。

| | |
|------------|---|
| 保険種類 | ・本商品は旅行キャンセル費用補償保険です。 |
| 主な補償内容 | ・所定の事由により旅行関連サービスをキャンセルした場合に、被保険者が被った損害（旅行関連サービス取消費用）を保険金としてお支払いする保険です。 |
| 補償されない主な内容 | ・重要事項説明書「1.契約締結前におけるご確認事項（4）保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。 |
| 適用される補償条項 | ・重要事項説明書「1.契約締結前におけるご確認事項（1）商品の名称、仕組み②」をご確認ください。 |
| 保険期間 | ・キャンセル費用が発生する期間（最長 1 年間）です。 |
| 本書面作成責任者 | ・チューリッヒ少額短期保険株式会社 |

SOX-2045(2)